

令和5・6年度調布市青少年補導連絡会活動方針

1 目 標

青少年を取り巻く社会環境は大きく変化しております。こうした社会環境の中で青少年を健全に育成していくためには、家庭・学校・地域・行政及び関係機関が相互に連携を図りながら、問題に対応していくことが必要です。

調布市青少年補導連絡会は、調布市青少年問題協議会が定めた調布市青少年健全育成方針に基づく活動を推進するため、関係機関・団体相互の情報交換を行うとともに、青少年の問題行動への対応や社会環境の浄化への取組に向けた事例研究・研修を行い、その結果をそれぞれの機関・団体が実施する各種事業に反映させるよう活動します。

2 具体的活動

- (1) 定期的に連絡会を開催し、青少年関係機関・団体相互の情報交換を実施します。
- (2) 青少年の抱える問題の把握と問題行動等に対応するための事例研究・研修を行い、その結果をそれぞれの青少年関係機関・団体に反映させます。
- (3) 青少年に有害な看板やポスター、図書、DVDソフトなどの浄化活動を実施します。
- (4) ゲームセンター、カラオケボックス、インターネットカフェ、まんが喫茶などのパトロール活動を行い、必要に応じて、当該事業に対する協力要請を実施し、社会環境の浄化に努めます。
- (5) インターネットの有害サイト対策として、フィルタリングソフトやペアレンタルコントロールの活用を推進します。
- (6) 「自画撮り被害」等、SNSやインターネットを介した被害やトラブルのほか、ストーカーや痴漢等、青少年が被害者となる犯罪の防止に向けた啓発を行うとともに、SNS等を通じて募集が行われる振り込め詐欺等の「受け子」や「闇バイト」など、青少年が犯罪へ加担することを防止するための啓発を行います。
- (7) 覚せい剤、危険ドラッグ、大麻などの薬物乱用防止のための啓発活動を実施します。
- (8) 喫煙、飲酒、万引きなどの問題行動や非行防止のための啓発活動を実施します。
- (9) 各種強調月間、運動を推進します。
- (10) 青少年関係機関・団体の実施する事業を支援します。